

森林組合改革・林業事業体育成検討委員会の最終とりまとめの概要

森林組合改革・林業事業体育成検討委員会では、これまでの議論を総括し、最終とりまとめを行ったところ、その概要は、以下のとおり。

1. 施業の集約化

(1) 森林組合の役割

- ・多くの所有者が小規模・零細な中で、森林組合には、森林所有者の協同組織として、施業集約化の中心的な役割を担うことが大いに期待。
- ・森林組合は、施業集約化・合意形成、森林経営計画(仮称)の作成等を最優先の業務として取り組むこととし、この旨、自ら定める運動方針の中に位置づけ、系統組織あげて取り組む。

(2) 施業集約化の促進策

- ・施業集約化を進めていくためには、様々な課題があり、こうした課題の解決には、効果的な支援が必要。
- ・森林管理・環境保全直接支払制度の中で、ハード事業と併せて、集約化に必要な諸活動に対する支援措置を講ずる方向を目指す。
- ・境界確定の推進のため地籍調査が促進されるよう国土交通省と連携。
- ・森林施業プランナーの増員と能力向上に向け必要な研修を実施するとともに、森林施業プランナーを認定する仕組みを導入。

(3) フォレスターと森林施業プランナーの関係

- ・森林施業プランナーが中心となって、森林経営計画(仮称)を作成するに当たっては、地域の森づくりの全体像を描くフォレスターと連携して取り組むことが重要。
- ・フォレスターの育成の段階から、研修の一部をフォレスター候補者と森林施業プランナーと一緒に受講し、連携しやすい体制づくりに着手。

2. 森林組合と民間事業者とのイコールフットイング

(1) 施業集約化に向けた合意形成・計画づくりの段階でのイコールフットイングの確保

- ・森林経営計画(仮称)を作成する意欲と能力を有する者には等しく森林簿等の森林情報を提供し、施業集約化を促進。
- ・このため、意欲と能力を有する者に対して、集約化に必須の森林簿及び森林計画図が開示されるよう都道府県に対し助言を行うとともに、市町村長が集約化に必要な情報の提供等を行うよう努める旨を法定することを検討。

(2) 計画に従った事業実行段階でのイコールフットイングの確保

- ・森林整備事業等を実行する際、計画作成者が明確かつ客観的な基準で事業実行者を選択する仕組みを導入。
- ・このため、総合評価落札方式を参考に、林業事業者の登録情報を活用して、価格以外の技術力など事業実行能力を加味して事業実行者を選択できるようにする。その際、評価項目等の基準は国がガイドラインを示し、都道府県が地域の実情に応じて作成することを検討。

(3) 事業の実行の質の確保

- ・事業実行者の選択に当たって、森林整備の効率化のみならず、品質確保も図られるよう、林業事業者の登録・評価の仕組みを導入。

3. 森林組合関係

(1) 本業優先のルール(員外利用の厳格化)

- ・森林組合が、組合員の森林について周辺の組合員以外の森林も巻き込んだ施業集約化を最優先に取り組めるよう、必要な支援を行うとともに、これらの業務が適切に実施されていない場合には、その原因と認められる員外利用の停止を求めるとの方向で、チェックの仕組み、ルールづくりを国と都道府県が連携して行う。
- ・森林組合の総会、都道府県森林組合連合会の監査によるチェックを経るとともに、行政庁の森林組合検査において不適切と判断される場合には施業集約化への取組と員外利用について改善策の作成、実行を求める。

(2) 森林組合の会計制度の見直し・情報公開

- ・森林組合会計について、森林組合の収入・支出の全体像が明確になるように、私有林に係る施業の集約化について、補助金の受入れも含めた収支の状況を明確にするため、事業報告書において記載。
- ・組合員が自らの組合の経営努力を理解できるようにするため、各種手数料、労働生産性、収益率等の経営内容に関する明確で簡潔な指標を示す。指標の全国平均、都道府県平均を全国森林組合連合会や農林水産省等のホームページに掲載。

4. 林業事業体の育成

(1) 高い生産性と安全性を確保するための現場技能者の能力向上

- ・高性能林業機械の安全な運転動作の習得に必要な時間を確保するとともに、これら機械を活用した低コスト作業システムを現場レベルで実践できるよう、現場技能者のための段階的かつ体系的な研修カリキュラムを整備すべき。
- ・それぞれの職能に応じて求められる知識や技術・技能の習得に関する研修を修了した者(フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者))に対して、国が登録・認定する制度を創設すべき。

(2) 処遇や人事管理

- ・現場作業員の能力を十分に発揮させ、生産性の向上や規模拡大等に取り組んでいくためには適切な人事管理等が必要であり、現場作業員の能力が処遇に適正に反映されるよう、段階的かつ体系的な研修カリキュラムを活用しつつ、客観的な人事評価の実施を誘導すべき。
- ・労働関連法令で遵守又は努力すべき事項について、都道府県や林業労働力確保支援センター等による雇用管理に関するチェックが等しく働くようにすべき。このため、国で共通となるチェックリスト等を作成し、その活用方法・事例をまとめ、使いやすい成果物として林業事業体、都道府県、林業労働力確保支援センターに配布すべき。

(3) 事業量の確保

- ・林業事業体が事業量の確保を目指して、機械や人材に投資し、規模拡大していくためには、将来の事業量に関して予測可能な仕組みが何より重要であることから、民有林、国有林それぞれにおいて、計画量が流域や市町村単位で明確になる方向で検討。